

地球温暖化対策計画書制度の見直しについて（案）

愛知県環境審議会大気部会

平成 24 年 1 月

目次

1	はじめに	1
2	県内の温室効果ガス排出量の状況	1
	(1) 温室効果ガス総排出量	
	(2) 部門別のエネルギー起源 CO ₂ 排出量	
3	県条例の計画書制度の概要	3
4	県条例の計画書制度の施行状況及び課題	4
	(1) CO ₂ 排出量と捕捉率について	
	(2) 計画書等の公表状況について	
5	計画書制度の見直しの方向性	6
	(1) 対象範囲の見直し	
	(2) 届出情報の公表規定の見直し	
	(3) 届出方法の見直し	
6	その他	8

1 はじめに

愛知県における地球温暖化対策については、平成6年に「あいちエコプラン21」を全国に先駆けて策定し、その後、平成12年には「あいちエコプラン2010」、平成17年には現行の「あいち地球温暖化防止戦略」へと改訂し、計画的かつ総合的な取組を推進してきました。

このような取組の中で、工場等からの排出削減対策については、県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）において、事業者による温室効果ガスの削減を促すため、温室効果ガスを多量に排出する一定規模以上の工場等を設置又は管理する者に対し、温室効果ガスの排出抑制のための計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付ける「地球温暖化対策計画書制度（以下「計画書制度」という。）」を、平成16年4月1日に施行しました。

この計画書制度は、現在、施行後7年を経過（3年ごとに作成する計画書の期間の2巡目を終了）し、温室効果ガスの削減に一定の役割を果たしてきたところですが、制度の実効性を高め温室効果ガスの更なる削減を図るには、対象事業所の見直しや計画書等の公表規定の強化など制度の見直しを行う必要があります。

また、この間、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）において、平成18年に温室効果ガス排出量の報告制度等が追加されるとともに、平成20年には改正強化されており、この報告制度との整合性も検討する必要があります。さらに、他自治体においても先進的な取組が進展しています。

以上を踏まえ、計画書制度の実効性向上を図るため、その見直しについて検討するものです。

2 県内の温室効果ガス排出量の状況

(1) 温室効果ガス総排出量（表1）

2008年度における県内の温室効果ガスの総排出量は7,839万t-CO₂であり、京都議定書の基準年度（1990年度、ただし、PFC、HFC、SF₆は1995年度）の総排出量（7,701万t-CO₂）と比べ1.8%の増加となっています。

この総排出量から2008年度の森林吸収量36万t-CO₂を差し引いた温室効果ガス排出量は、7,803万t-CO₂で、基準年度比1.3%の増加となり、現行の「あいち地球温暖化防止戦略」に掲げる「2010年度に基準年度比6%削減」の目標達成は難しい状況となっています。

なお、2008年度の温室効果ガス排出量を種類別に見ると、燃料の燃焼に伴い発生するCO₂（以下「エネルギー起源CO₂」という。）が総排出量の93.2%を占めています。

表1 県内(※1)の温室効果ガス種類別排出量の推移 単位:万 t-CO₂

種類	1990 基準年度	1995	2000	2005	2006	2007	2008	総排出量に 占める割合 (2008)(%)
CO ₂	7,322	7,796	7,623	8,237	8,241	8,314	7,585	96.8
エネルギー 起源	7,112	7,570	7,397	7,976	7,965	8,034	7,304	93.2
非エネルギー 起源	210	226	225	261	276	280	281	3.6
メタン	37	34	32	30	31	31	30	0.4
一酸化二窒素	76	108	109	130	130	129	116	1.5
PFC、HFC、SF ₆	266(※2)	266	168	114	125	137	107	1.4
合計	7,701	8,205	7,933	8,511	8,527	8,611	7,839	100.0
基準年度比	-	+6.5%	+3.0%	+10.5%	+10.7%	+11.8%	+1.8%	-
森林吸収量	0	-	-	-	32	34	36	-
計	7,701	-	-	-	8,495	8,577	7,803	-
基準年度比	-	-	-	-	+10.3%	+11.4%	+1.3%	-

※1 名古屋市内を含む。

※2 PFC、HFC、SF₆については、1995年度のデータである。

(2) 部門別のエネルギー起源 CO₂ 排出量 (表2)

県内の温室効果ガスの大部分を占めるエネルギー起源 CO₂ の部門別構成比を見ると、産業部門が2008年度で54%となっており、全国平均値(36%)と比べて大きくなっています。

業務部門と家庭部門の構成比はそれぞれ、14%、13%で、全国平均値よりやや小さいものの、排出量は、基準年度比でそれぞれ、プラス26.0%、プラス28.2%と大きく増加しています。

表2 県内(※1)のエネルギー起源 CO₂ の部門別排出量の推移 単位:万 t-CO₂

部門	1990 基準年度	1995	2000	2005	2006	2007	2008	構成比 (2008)(%)	2008/1990 増減率(%)
産業	4,290	4,245	4,045	4,393	4,311	4,384	3,909	54	-8.9
業務	839	979	981	1,155	1,221	1,220	1,057	14	+26.0
家庭	732	865	876	952	987	993	938	13	+28.2
運輸	1,104	1,293	1,354	1,264	1,226	1,208	1,183	16	+7.1
エネルギー転換(※2)	148	188	141	212	220	229	218	3	+47.4
合計	7,112	7,570	7,397	7,976	7,965	8,034	7,304	100	+2.7

※1 名古屋市内を含む。

※2 エネルギー転換部門の排出量は、輸入ないし生産されたエネルギー源をより使いやすい形態に転換する事業所、具体的には発電や都市ガス製造等を行う事業所での自家消費などにより排出される量である。

3 県条例の計画書制度の概要

計画書制度においては、条例第73条で、原油換算エネルギー使用量が年間1,500kl以上の工場等（国・地方公共団体を除く。）に対し、原則3か年の地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の作成・提出が、条例第74条で、毎年度、計画書に基づく措置の実施状況を記載した地球温暖化対策実施状況書（以下「実施状況書」という。）の作成・提出が義務付けられています。また、条例第73条・第74条のそれぞれ第2項で、事業者による計画書・実施状況書の公表の努力が義務付けられています。

さらに、条例第75条では、県知事による計画書・実施状況書の未提出者への勧告規定が位置付けられており、この勧告に従わない場合は、条例第102条によりその旨公表できることとされています。また、条例第104条では、知事は事業者から必要な報告を求めることができるものとされています。

なお、名古屋市内の工場等は、条例第105条の規定により適用除外となっています。

根拠	県民の生活環境の保全等に関する条例第73条～75条, 第102条, 第104条
対象	原油換算エネルギー使用量が年間1,500kl以上の工場等（国・地方公共団体を除く。）
適用範囲	名古屋市内を除く県内全域
規定	① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出（計画期間：原則3年ごと） ② 事業者による計画書等公表の努力義務 ③ 計画書等の未提出者への勧告 ④ 必要な報告の徴取

【参考】温対法に基づく温室効果ガスの報告制度

- 根拠 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2～第21条の10
- 対象 ① 原油換算エネルギー使用量合計が年間1,500kl以上の事業者
② 従業員数21人以上であり、かつ、エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの種類ごとに、排出量合計が年間3,000t-CO₂以上の事業者 ほか
- ※ フランチャイズチェーン事業者を含む。
- 規定 ① 温室効果ガス排出量等の報告書の作成・提出
② 国による温室効果ガス排出量等の公表・開示

※ 以下の記述（数値を含む。）は、県条例における計画書制度の施行状況等についての記述であるため、名古屋市内分を除いて整理しています。

4 県条例の計画書制度の施行状況及び課題

(1) CO₂排出量と捕捉率について

2008年度実績の実施状況書の提出事業所数は、エネルギー産業部門を除き747事業所であり、各事業所からの二酸化炭素排出量の合計は約33百万t-CO₂です。

(表3)

表3 県内(※1)の実施状況書提出事業所のCO₂排出量等(2008年度)

部門	事業所数	二酸化炭素 (t-CO ₂)
産業	667	31,828,975
業務	66	505,656
運輸	11	74,665
廃棄物	3	99,143
合計	747	32,508,439
エネルギー産業(※2)	17	37,120,532

※1 名古屋市内の事業所分は含まない。

※2 エネルギー産業部門の排出量は、大部分が他部門のエネルギー使用による排出量と重複するため、合計には含まない。

計画期間の3年を経過した事業所は、エネルギー産業を除き676事業所あり、このうち目標を達成した事業所は393事業所と約58%となっています。また、温室効果ガス排出量は平均2.7%削減されています。(表4)

表4 県内(※1)の計画期間経過後の事業所(※2)における
温室効果ガス排出状況等

部門	温室効果ガス排出状況				目標達成状況		
	事業所数	基準年度 排出量 (t-CO ₂)	目標年度 排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)	達成件 数	未達成 件数	達成率 (%)
産業	606	30,143,938	29,368,226	-2.6	334	272	55.1
業務	60	491,995	439,279	-10.7	51	9	85.0
運輸	7	64,996	52,563	-19.1	6	1	85.7
廃棄物	3	95,358	102,053	7.0	2	1	66.7
合計	676	30,796,288	29,962,121	-2.7	393	283	58.1

※1 名古屋市内の事業所分は含まない。

※2 計画期間が2005年度～2007年度、2006年度～2008年度、2007年度～2009年度の事業所における実績の合計である。

県内の総 CO₂ 排出量に対する計画書制度が適用される事業所からの CO₂ 排出量の割合（捕捉率）の算出については、名古屋市内分を除き計算する必要があります。そこで、表 2 の県内 CO₂ 排出量から名古屋市内分を除いた CO₂ 排出量を算出し、これに対する計画書制度の対象事業所からの CO₂ 排出量の割合（捕捉率）を計算しました。この結果、産業部門・業務部門全体における捕捉率は約 74% となっていますが、業務部門における捕捉率は約 7% となっていることから、その向上が課題となっています。（表 5）

表5 計画書制度による県内(※1)CO₂ 排出量の捕捉率(2008 年度)

部門	県内(※1)CO ₂ 排出量 (万 t-CO ₂)			実施状況書 提出事業所(※1) CO ₂ 排出量 (万 t-CO ₂)	捕捉率 (%)
	エネルギー起源 CO ₂ 排出量	非エネルギー起源 CO ₂ 排出量(※2)	合計		
産業	3,576	138	3,714	3183	85.7
業務	683	—	683	51	7.4
合計	4,259	138	4,397	3,234	73.6

※1 名古屋市内の事業所分は含まない。

※2 産業部門の非エネルギー起源 CO₂ 排出量は、エネルギー起源 CO₂ 排出量に県内排出量における割合を乗じて算出している。業務部門の非エネルギー起源 CO₂ 排出量は、想定が困難なため計上していない。

(2) 計画書等の公表状況について

計画書等の公表状況については、公表している事業所は約 3 割と少なく、公表の方法は、ホームページ、環境報告書等、事務所等での閲覧が、同じ程度の割合となっています。（表 6、表 7）

公表していない事業者の理由としては、「公表する作業が大変であるため」、「公表体制がないため」や「機密情報が含まれるため（エネルギー使用量、生産量、売上・利益、操業状況等）」、「会社・グループとして公表しているため」、「温対法と対象範囲や温室効果ガスの算出方法が異なるため」などの意見があります。

表6 計画書等の公表の有無

公表の有無	回答件数	構成比 (%)
公表している	189	31
公表していない	417	69
合計	606	100

※ 愛知県環境部アンケート調査（平成 23 年 5 月）の回答事業所分である。

※ 名古屋市内の事業所分は含まない。

表7 計画書等の公表方法

公表方法	回答件数	構成比 (%)
ホームページ	79	29
環境報告書等	80	30
事務所等での閲覧	85	31
その他	27	10
合計	271	100

※ 愛知県環境部アンケート調査（平成 23 年 5 月）の回答事業所分である。

（公表を行っている事業所の回答であり、複数回答を含む。）

※ 名古屋市内の事業所分は含まない。

5 計画書制度の見直しの方向性

(1) 対象範囲の見直し

ア エネルギー起源 CO₂に係る対象者等

現行の計画書制度における届出単位は工場等の事業所単位であり、大規模な事業所が少ない業務部門については、温室効果ガスの捕捉率が低く、課題となっています。

このため、計画書制度の対象について、温対法との整合性も踏まえて、県内（名古屋市内を除く。）における全ての事業所での原油換算エネルギー使用量の合計が年間 1,500kl 以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）という規模要件とし、捕捉率を向上させ、広く計画書制度を普及することが適当と考えます。また、届出単位を事業所単位から事業者単位とすることで、一つの事業所では温室効果ガス削減対策の立案が難しかった事業者も、その検討が容易になるというメリットも考えられます。

また、現在の計画書制度では、エネルギー使用量の合計に自動車等の移動発生源分も含めていますが、温対法では事業所自体からの排出抑制を扱うため原則として除外されており、エネルギー使用量等の考え方に異なる点が存在します。従って、温対法との整合性を踏まえ、また、事業者負担の軽減の観点から、自動車等の移動発生源は計画書制度の対象外とするなど、その他の運用も含めてエネルギー使用量等の考え方について温対法との整合を図ることが適当と考えます。なお、本県においては、自動車からの排出削減については、自動車 NO_x・PM法や条例で、自動車使用管理計画書等の提出や低公害車の導入義務が課されており、低公害車への転換を始め、エコドライブ等の適正運転の実施、共同輸配送や物流施設の高度化等の物流の効率化などの取組が進められているため、事業者による計画的な温室効果ガスの削減が担保されています。

【参考】他自治体の状況

温対法が改正された平成 20 年以降に計画書制度を施行（改正を含む。）した自治体は 21 自治体あり、その内 16 自治体が温対法と同様な事業者単位の制度としています。

イ エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガスに係る対象者

エネルギー起源 CO₂以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素、PFC、HFC、SF₆。以下「その他温室効果ガス」という。）に関して届出を行う対象者については、現在の計画書制度では、原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kl 以上の工場等としているため、その他温室効果ガスを多量に排出する事業所であっても、エネルギー使用量が少ない事業所については対象外となっています。

このため、その他温室効果ガスに係る対象者については、当該ガスを多量に

排出する事業所を対象とすることが適当であり、温対法との整合性も踏まえて、従業員数 21 人以上であり、かつ、県内（名古屋市内を除く。）における全ての事業所でのガスごとの排出量の合計がガスごとに年間 3,000t-CO₂ 以上の事業者（フランチャイズチェーン事業者を含む。）を対象とすることが適当と考えます。

ウ 国・地方公共団体の扱い

国・地方公共団体については、現在の制度では対象から除外されていますが、一定程度の温室効果ガスを排出する主に業務部門の事業者であることから、温対法との整合性も踏まえ、対象とすることが適当と考えます。

（2）届出情報の公表規定の見直し

温室効果ガスに係る届出情報の公表は、事業者が自らの状況を他事業者との対比により把握し対策の見直しを可能とするとともに、県民全体の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進につながるものと考えます。

しかしながら、現行制度下における公表状況については、事業者による公表の有無や公表方法等が様々であり、事業者や県民が利用しやすいものとなっていません。

従って、届出情報の共有化を進め、事業者の地球温暖化対策の促進や県民の理解の増進が図られるよう、事業者による公表努力規定に加えて、県による公表規定を設けることが適当と考えます。なお、県による公表にあたっては、個人情報や経営に重大な影響を与える情報は除く必要があり、このような観点から公表内容を十分検討する必要があります。

また、具体的対策や先進事例等が参考になるとの事業者からの意見が多いため、そのような意見を踏まえつつ、届出情報の集計・整理等、情報の見せ方を工夫していく必要があると考えます。

【参考】他自治体の状況

計画書制度を有する 37 自治体のうち、28 自治体が自治体による公表規定を有しています。

（3）届出方法の見直し

現在、計画書・実施状況書については様式が規定されておらず、県におけるデータの集計・分析や、これら有用な情報に関する県民・事業者への提供において支障が生じています。また、事業者負担の軽減の観点からは、温対法やエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の届出内容との整合をできる限り図ることが求められています。

さらに、現行の計画書制度における書類の提出期限が毎年 6 月末までであるの

に対し、温対法や省エネ法における提出期限は毎年7月末までであり、整合を図ることが求められます。

従って、計画書等の届出様式や提出期限について、温対法や省エネ法の様式との整合性を検討しつつ、規定することが適切と考えます。

また、昨今のIT環境の普及状況を受け、電子届出を採用することにより、事業者負担を軽減することが可能と考えられます。

6 その他

現在、県では、事業者からの省エネ相談に関する専門家の派遣、企業内で省エネの推進に関わる人材の育成、業界団体と連携した取組の推進、地球温暖化対策や省エネ対策に関する手引書による取組の促進等とともに、省エネ改修や新エネ施設の設置に対する融資制度を設けるなど、事業者による地球温暖化対策を促すための技術的、財政的な支援等を行っています。また、地球温暖化対策に率先して取り組む事業者に対しては、顕彰・登録制度（愛知環境賞、CO₂排出削減マニフェスト制度等）により、その環境貢献活動を広く社会に発信しています。

~~事業者は、具体的事例や先進的事例に関する情報を求めていると考えられることから、計画書制度の充実とともに、技術的な支援等を強化・継続していくことが、事業者における地球温暖化対策を円滑に推進する上で重要な役割を担うと考えます。~~

今後、計画書提出事業者による温室効果ガスの削減を円滑に促していくためには、計画書制度の充実とともに、上記のような県の施策との連携を深めていくことが望ましいと考えます。具体的には、事業者の規模や業態等に合わせ、専門家の派遣や資金融資等の温室効果ガス削減に向けた支援情報を提供することや、顕彰・登録制度の拡充等、温室効果ガスの削減を進めている事業者がさらに評価され認められる仕組みの構築等が望まれます。

また、東日本大震災以降、エネルギーの安定供給への懸念を背景とした節電意識・行動について、近年にない高まりを呈していますので、この機会を捉え、節電から省エネへの意識・行動の向上を促すという視点も大切と考えます。